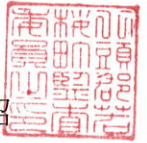




若桜町監査発第12号
令和6年7月11日

若桜町教育委員会教育長 盛田 恭司 様

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 梶原 明



財政援助団体等の監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 財政援助団体監査

(1) 実施年月日等

①日時：令和6年6月26日（水）午前9時20分～午前11時40分

場所：役場3階 全員協議室

担当課：教育委員会事務局

②日時：令和6年6月26日（水）午前9時20分～午前11時40分

場所：役場3階 全員協議室

対象団体：総合型地域スポーツクラブ 若桜クラブ

(2) 監査の範囲

- ・令和4年度及び令和5年度の補助金の状況

(3) 監査の着眼点

- ・団体に対する補助金が、目的に沿って執行されているか。
- ・補助金に係る会計経理等が適切に行われているか。

(4) 監査の結果

1 (3) の項目を主な着眼点とし、関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。若桜クラブの補助金の交付に係る事務については、補助金交付要綱が制定されていなかった。補助金の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、対象とする事業、活動や補助額の基準を明確にするため、補助金交付要綱等の策定をされたい。財政援助団体については、指摘事項、問題は特になし。